

執行機関

XI 執行機関

92. 職員

(1) 職種別職員数（その1）

区 分 区 名	総 数	事 務 系		
		事 務	児 童 厚 生	事 務
総 数	78,971 (43,275) <100.0>	30,443 (10,950)	2,020 (1,641)	33,181 (12,853) <42.0>
千 代 田	1,375 (534) <100.0>	660 (201)	13 (10)	687 (216) <50.0>
中 央	1,631 (753) <100.0>	734 (251)	— (—)	741 (252) <45.4>
港	2,549 (1,217) <100.0>	1,087 (350)	39 (26)	1,133 (378) <44.4>
新 宿	3,144 (1,634) <100.0>	1,332 (473)	17 (16)	1,429 (522) <44.5>
文 京	2,168 (1,124) <100.0>	928 (338)	55 (43)	1,017 (396) <46.9>
台 東	1,815 (811) <100.0>	954 (282)	19 (17)	984 (302) <54.2>
墨 田	2,524 (1,289) <100.0>	1,033 (337)	28 (15)	1,075 (358) <42.6>
江 東	3,469 (2,004) <100.0>	1,206 (434)	95 (76)	1,319 (521) <38.0>
品 川	3,613 (2,005) <100.0>	1,279 (451)	155 (103)	1,479 (568) <40.9>
目 黒	2,737 (1,462) <100.0>	1,190 (441)	76 (53)	1,286 (501) <47.0>
大 田	6,359 (3,531) <100.0>	2,290 (819)	223 (209)	2,565 (1,043) <40.3>
世 田 谷	5,830 (3,155) <100.0>	2,409 (929)	123 (82)	2,574 (1,021) <44.2>
澁 谷	2,777 (1,431) <100.0>	1,150 (441)	1 (1)	1,183 (452) <42.6>
中 野	3,349 (2,019) <100.0>	1,272 (479)	129 (116)	1,433 (607) <42.8>
杉 並	4,411 (2,515) <100.0>	1,736 (700)	221 (184)	2,000 (902) <45.3>
豊 島	2,908 (1,699) <100.0>	1,115 (411)	75 (62)	1,234 (491) <42.4>
北	3,427 (1,977) <100.0>	1,249 (457)	94 (90)	1,380 (556) <40.3>
荒 川	2,107 (1,022) <100.0>	934 (300)	38 (33)	992 (341) <47.1>
板 橋	4,407 (2,608) <100.0>	1,666 (642)	155 (122)	1,853 (778) <42.0>
練 馬	5,134 (2,905) <100.0>	1,741 (562)	205 (132)	1,990 (712) <38.8>
足 立	5,048 (2,857) <100.0>	1,682 (613)	59 (59)	1,778 (689) <35.2>
葛 飾	3,953 (2,132) <100.0>	1,324 (484)	85 (78)	1,435 (572) <36.3>
江 戸 川	4,236 (2,541) <100.0>	1,472 (555)	115 (114)	1,614 (675) <38.1>

資料：特別区人事委員会「昭和63年4月1日現在 特別区職員の構成」

注：1. 一般職に属する職員である。ただし、「準職員及び臨時職員」、「休職者、結核休養者及び育児休業中の職員」、「組合専従者」、「区から給与が支給されていない他団体等への派遣職員」、「都職員、幼稚園教諭」は含まれていない。

執行機関

(昭和63.4.1現在)

土 木	建 築	機 械	電 気	保 母	一 般 技 術 系	
1,726 (1)	1,421 (50)	254 (—)	458 (1)	13,768 (13,704)	19,009 (14,070) <24.0>	総
41 (—)	39 (2)	4 (—)	15 (—)	115 (115)	250 (120) <18.2>	千
52 (—)	41 (1)	13 (—)	13 (—)	212 (212)	377 (219) <23.1>	中
60 (—)	51 (—)	6 (—)	17 (—)	332 (330)	520 (338) <20.4>	港
59 (—)	57 (—)	8 (—)	13 (—)	513 (513)	729 (533) <23.2>	新
39 (—)	47 (1)	10 (—)	14 (—)	320 (320)	478 (335) <22.0>	文
33 (—)	40 (—)	3 (—)	13 (—)	168 (168)	303 (175) <16.7>	台
69 (—)	50 (4)	6 (—)	21 (—)	462 (451)	651 (466) <25.8>	墨
67 (—)	51 (1)	6 (—)	21 (—)	634 (634)	819 (641) <23.6>	江
79 (—)	61 (3)	10 (—)	26 (—)	694 (679)	926 (688) <25.6>	品
55 (—)	58 (2)	9 (—)	19 (—)	442 (442)	641 (459) <23.4>	目
130 (—)	96 (4)	25 (—)	30 (—)	1,245 (1,245)	1,636 (1,270) <25.7>	大
146 (—)	118 (9)	15 (—)	37 (—)	935 (924)	1,366 (976) <23.4>	世
51 (—)	55 (2)	8 (—)	19 (1)	430 (430)	606 (439) <21.8>	渋
53 (1)	57 (—)	10 (—)	21 (—)	693 (691)	888 (708) <26.5>	中
89 (—)	85 (5)	13 (—)	23 (—)	741 (733)	1,043 (760) <23.6>	杉
54 (—)	56 (4)	11 (—)	17 (—)	625 (625)	812 (642) <27.9>	豊
62 (—)	59 (3)	13 (—)	17 (—)	647 (647)	854 (664) <24.9>	北
53 (—)	48 (—)	9 (—)	11 (—)	284 (284)	449 (300) <21.3>	荒
84 (—)	80 (2)	14 (—)	22 (—)	780 (780)	1,048 (792) <23.8>	板
107 (—)	81 (3)	15 (—)	17 (—)	1,023 (1,015)	1,304 (1,029) <25.4>	練
137 (—)	82 (2)	21 (—)	29 (—)	992 (986)	1,333 (998) <26.4>	足
110 (—)	54 (1)	13 (—)	20 (—)	720 (719)	976 (740) <24.7>	葛
96 (—)	55 (—)	12 (—)	23 (—)	761 (761)	1,000 (778) <23.6>	江

2. ()内は、女子の職員数で内数である。

3. < >内は、構成比である。

執行機関

(1) 職種別職員数 (その2)

(昭和63.4.1現在)

区 分 区 名	医 療 技 術 系		
	医 師		技 能 労 務 系
総 数	133 (79)	2,537 (2,244) <3.2>	24,244 (14,108) <30.6>
千 代 田	4 (3)	47 (37) <3.4>	391 (161) <28.4>
中 央	4 (1)	54 (45) <3.3>	459 (237) <28.1>
港	7 (4)	87 (68) <3.4>	809 (433) <31.7>
新 宿	7 (4)	117 (102) <3.7>	869 (477) <27.6>
文 京	4 (3)	71 (63) <2.3>	602 (330) <27.8>
台 東	3 (1)	55 (46) <3.0>	473 (288) <26.1>
墨 田	5 (3)	64 (54) <2.5>	734 (411) <29.1>
江 東	3 (一)	72 (58) <2.1>	1,259 (784) <36.3>
品 川	6 (5)	138 (127) <3.8>	1,070 (672) <29.6>
目 黒	5 (4)	93 (86) <3.4>	717 (416) <26.2>
大 田	7 (3)	194 (175) <3.1>	1,964 (1,043) <30.9>
世 田 谷	9 (6)	164 (153) <2.8>	1,726 (1,005) <29.6>
渋 谷	4 (3)	96 (83) <3.5>	892 (457) <32.1>
中 野	6 (4)	127 (112) <3.8>	901 (592) <26.9>
杉 並	11 (8)	150 (130) <3.4>	1,218 (723) <27.6>
豊 島	4 (2)	101 (92) <3.5>	761 (474) <26.2>
北	6 (2)	101 (85) <2.9>	1,092 (672) <31.9>
荒 川	4 (3)	62 (53) <2.9>	604 (328) <28.7>
板 橋	8 (5)	151 (138) <3.4>	1,355 (900) <30.7>
練 馬	8 (6)	182 (170) <3.5>	1,658 (994) <32.3>
足 立	4 (2)	132 (123) <2.6>	1,800 (1,047) <35.7>
葛 飾	8 (3)	125 (107) <3.2>	1,417 (713) <35.8>
江 戸 川	6 (4)	149 (137) <3.5>	1,473 (951) <34.8>

資料：特別区人事委員会「昭和63年4月1日現在 特別区職員の構成」

注：1. ()内は、女子の職員数で内数である。

2. < >内は、構成比である。

(2) 職層別職員数(その1)

(昭和63.4.1現在)

区 分 区 名	総 数 構成比		管 理 職							
			計		部長級		統 括 課 長		課長級	
				構成比		構成比		構成比		構成比
総 数	78,971	100.0	1,888	2.4	511	0.6	256	0.3	1,121	1.4
千 代 田	1,375	100.0	70	5.1	19	1.4	12	0.9	39	2.8
中 央	1,631	100.0	63	3.9	18	1.1	6	0.4	39	3.4
港	2,549	100.0	76	3.0	19	0.7	6	0.2	51	2.0
新 宿	3,144	100.0	94	3.0	22	0.7	12	0.4	60	1.9
文 京	2,168	100.0	67	3.1	18	0.8	10	0.5	39	1.8
台 東	1,815	100.0	62	3.4	17	0.9	16	0.9	29	1.6
墨 田	2,524	100.0	73	2.9	20	0.8	12	0.5	41	1.6
江 東	3,469	100.0	69	2.0	19	0.5	11	0.3	39	1.1
品 川	3,613	100.0	73	2.0	22	2.0	7	0.2	44	1.2
目 黒	2,737	100.0	74	2.7	22	0.8	13	0.5	39	1.4
大 田	6,359	100.0	126	2.0	34	0.5	14	0.2	78	1.2
世 田 谷	5,830	100.0	138	2.4	35	0.6	18	0.3	85	1.5
澁 谷	2,777	100.0	70	2.5	15	0.5	12	0.4	43	1.5
中 野	3,349	100.0	79	2.4	21	0.6	10	0.3	48	1.4
杉 並	4,410	100.0	102	2.3	27	0.6	16	0.4	59	1.3
豊 島	2,908	100.0	71	2.4	18	0.6	13	0.4	40	1.4
北	3,427	100.0	76	2.2	25	0.7	9	0.3	42	1.2
荒 川	2,107	100.0	70	3.3	16	0.8	9	0.4	45	2.1
板 橋	4,407	100.0	84	1.9	23	0.5	11	0.2	50	1.1
練 馬	5,134	100.0	87	1.7	29	0.6	11	0.2	47	0.9
足 立	5,048	100.0	97	1.9	21	0.4	10	0.2	66	1.3
葛 飾	3,953	100.0	92	2.3	32	0.8	10	0.3	50	1.3
江 戸 川	4,236	100.0	75	1.8	19	0.4	8	0.2	48	1.1

資料：特別区人事委員会「昭和63年4月1日現在 特別区職員の構成」

注：一般職に属する職員である。ただし、「準職員及び臨時職員」、「休職者、結核休養者及び育児休業中の職員」、「組合専従者」、「区から給与が支給されていない他団体等への派遣職員」、「都職員、幼稚園教諭」は含まれていない。

執行機関

(2) 職層別職員数（その2）

区 分 区 名	主 事							
	計	構成比	総括係長	構成比	係 長	構成比	主 査	構成比
総 数	77,083	97.6	2,241	2.8	5,948	7.5	3,119	3.9
千 代 田	1,305	95.0	60	4.4	171	12.4	27	2.0
中 央	1,568	96.1	40	2.5	149	9.1	55	3.4
港	2,473	97.0	62	2.4	236	9.3	63	2.5
新 宿	3,050	97.0	98	3.1	303	9.6	79	2.5
文 京	2,101	96.9	56	2.6	198	9.1	91	4.2
台 東	1,753	96.6	87	4.8	172	9.5	54	3.0
墨 田	2,451	97.1	86	3.4	159	6.3	115	4.6
江 東	3,400	98.0	108	3.1	215	6.2	182	5.2
品 川	3,540	98.0	144	4.0	178	4.9	303	8.4
目 黒	2,663	97.3	72	2.6	245	9.0	93	3.4
大 田	6,233	98.0	157	2.5	332	5.2	324	5.1
世 田 谷	5,692	97.6	136	2.3	474	8.1	235	4.0
渋 谷	2,707	97.5	111	4.0	145	5.2	183	6.6
中 野	3,270	97.6	116	3.5	302	9.0	106	3.2
杉 並	4,309	97.7	140	3.2	315	7.1	169	3.8
豊 島	2,837	97.6	111	3.8	210	7.2	211	7.3
北	3,351	97.8	97	2.8	290	8.5	130	3.8
荒 川	2,037	96.7	55	2.6	219	10.4	60	2.8
板 橋	4,323	98.1	85	1.9	320	7.3	190	4.3
練 馬	5,047	98.3	112	2.2	425	8.3	98	1.9
足 立	4,951	98.1	111	2.2	377	7.5	163	3.2
葛 飾	3,861	97.7	117	3.0	273	6.9	100	2.5
江 戸 川	4,161	98.2	80	1.9	240	5.7	88	2.1

注： 一般職に属する職員である。ただし「準職員及び臨時職員」、「休職者、結核休養者及び育児休養中の職員」、「組合専従者」、「区から給与が支給されていない他団体等への派遣職員」、「都職員、幼稚園教諭」は含まれていない。

執行機関

(昭和 63.4.1 現在)

主				事				総 千 中 港 新 文 台 墨 江 品 目 大 世 渋 中 杉 豊 北 荒 板 練 足 葛 江
主任主事	構成比	行(→)5等級	構成比	行(→)6等級	構成比	そ の 他	構成比	
		相 当		相 当				
6,365	8.1	30,051	38.1	5,115	6.5	24,244	30.7	
98	7.1	478	34.8	80	5.8	391	28.4	
105	6.4	637	39.1	123	7.5	459	28.1	
176	6.9	953	37.4	174	6.8	809	31.7	
292	9.3	1,217	38.7	192	6.1	869	27.6	
192	8.9	848	39.1	114	5.3	602	27.8	
238	13.1	633	34.9	96	5.3	473	26.1	
266	10.5	907	35.9	184	7.3	734	29.1	
263	7.6	1,204	34.7	169	4.9	1,259	36.3	
249	6.9	1,429	39.6	167	4.6	1,070	29.6	
138	5.0	1,180	43.1	218	8.0	717	26.2	
377	5.9	2,520	39.6	559	8.8	1,964	30.9	
340	5.8	2,250	38.6	531	9.1	1,726	29.6	
175	6.3	1,054	38.0	147	5.3	892	32.1	
267	8.0	1,322	39.5	256	7.6	901	26.9	
359	8.1	1,838	41.7	270	6.1	1,218	27.6	
222	7.6	1,114	38.3	208	7.2	761	26.2	
364	10.6	1,204	35.1	174	5.1	1,092	31.9	
265	12.6	787	37.4	47	2.2	604	28.7	
452	10.3	1,637	37.1	284	6.4	1,355	30.7	
374	7.3	1,977	38.5	403	7.8	1,658	32.3	
485	9.6	1,800	35.7	215	4.3	1,800	35.7	
338	8.6	1,440	36.4	176	4.5	1,417	35.8	
330	7.8	1,622	38.3	328	7.7	1,473	34.8	

執行機関

(3) 職員数の推移

(各年4.1現在)

区 分 区 名	昭 和 58 年	昭 和 59 年	昭 和 60 年	昭 和 61 年	昭 和 62 年	昭 和 63 年		
						数	対 前 年 比	職 当 人 員 1 人 当 た り の 口
総 数	83,047	82,945	82,460	82,128	81,691	81,523	△168	100.7
千 代 田	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	1,484	—	34.9
中 央	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	1,801	—	46.1
港	2,705	2,705	2,650	2,650	2,650	2,650	—	68.2
新 宿	3,422	3,422	3,422	3,422	3,375	3,375	—	92.2
文 京	2,415	2,415	2,369	2,351	2,282	2,268	△14	82.4
台 東	2,348	2,348	2,266	2,266	2,266	2,266	—	75.8
墨 田	2,610	2,600	2,580	2,555	2,535	2,535	—	90.0
江 東	3,839	3,839	3,839	3,839	3,839	3,839	—	100.9
品 川	3,845	3,781	3,764	3,739	3,701	3,657	△44	94.5
目 黒	2,728	2,787	2,787	2,787	2,787	2,787	—	91.9
大 田	6,278	6,358	6,336	6,322	6,350	6,375	25	103.2
世 田 谷	5,943	5,982	5,982	5,952	5,942	5,942	—	132.6
澁 谷	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795	2,795	—	80.0
中 野	3,335	3,371	3,345	3,345	3,345	3,345	—	95.6
杉 並	4,679	4,679	4,679	4,679	4,541	4,541	—	115.1
豊 島	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	2,983	—	87.8
北	3,682	3,682	3,682	3,552	3,552	3,552	—	101.6
荒 川	2,446	2,337	2,263	2,222	2,192	2,192	—	82.5
板 橋	4,457	4,496	4,452	4,450	4,450	4,450	—	113.3
練 馬	4,815	4,919	4,974	5,089	5,141	5,213	72	115.2
足 立	5,748	5,552	5,507	5,385	5,270	5,113	△157	122.4
葛 飾	4,329	4,249	4,140	4,100	4,050	4,000	△50	104.5
江 戸 川	4,360	4,360	4,360	4,360	4,360	4,360	—	123.6

資料：特別区人事・厚生事務組合人事企画部資料による。

注：1. 各区の定数条例による数値である。

2. 「職員1人当たりの人口」の算出となる人口は、63年1月1日現在の住民基本台帳人口を用いた。

93. 行政機関と附属機関

(1) 行政委員会及び委員数

(昭和63.4.1現在)

区 分 区 名	教 育 委 員 会	選挙管理委員会	監 査 委 員	農 業 委 員 会
総 数	115	92	84 (38) [46]	147
千 代 田	5	4	3 (1) [2]	—
中 央	5	4	3 (1) [2]	—
港	5	4	3 (1) [2]	—
新 宿	5	4	4 (2) [2]	—
文 京	5	4	3 (1) [2]	—
台 東	5	4	3 (1) [2]	—
墨 田	5	4	3 (1) [2]	—
江 東	5	4	4 (2) [2]	—
品 川	5	4	4 (2) [2]	—
目 黒	5	4	4 (2) [2]	—
大 田	5	4	4 (2) [2]	18
世 田 谷	5	4	4 (2) [2]	21
渋谷	5	4	3 (1) [2]	—
中 野	5	4	4 (2) [2]	—
杉 並	5	4	4 (2) [2]	15
豊 島	5	4	4 (2) [2]	—
北	5	4	4 (2) [2]	—
荒 川	5	4	3 (1) [2]	—
板 橋	5	4	4 (2) [2]	17
練 馬	5	4	4 (2) [2]	21
足 立	5	4	4 (2) [2]	15
葛 飾	5	4	4 (2) [2]	19
江 戸 川	5	4	4 (2) [2]	21

資料：各区資料による。

注：1. 委員数は現員数である。

2. ()内は議員選出数で、[]内は知識経験者選出数でそれぞれ内数である。

執行機関

(2) 附属機関及び委員数（その１）

区 分 区 名	防 災 会 議	民 生 委 員 会	推 せ ん 会	公 害 健 康 被 害	認 定 審 査 会	保 健 所 運 営	協 議 会	結 核 診 査 会	国 民 健 康 保 険	運 営 協 議 会	建 築 審 査 会
総 数	996	320			263		867	212		528	117
千 代 田	40	14			14		30	5		30	6
中 央	44	14			15		30	5		26	5
港	—	14			15		90	18		27	5
新 宿	45	14			15		25	5		30	5
文 京	34	14			13		30	10		24	5
台 東	49	14			15		54	10		29	—
墨 田	40	13			15		51	10		24	5
江 東	54	14			14		30	9		26	5
品 川	59	13			6		10	5		24	7
目 黒	33	14			15		29	5		20	5
大 田	44	14			11		30	20		22	5
世 田 谷	69	14			—		120	20		20	5
澁 谷	32	14			15		30	5		21	6
中 野	39	14			—		29	10		20	5
杉 並	27	14			—		30	5		20	5
豊 島	48	14			15		30	5		20	6
北	50	14			15		30	15		20	5
荒 川	35	14			15		20	5		20	6
板 橋	43	14			13		30	15		20	6
練 馬	40	14			—		30	5		24	5
足 立	51	14			14		21	10		20	5
葛 飾	54	14			15		60	5		21	5
江 戸 川	66	14			13		28	10		20	5

資料：各区資料による。

- 注：1. 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき設置されたものである。
 2. 委員数は現員数である。
 3. 「建築審査会」の委員には、専門調査員は含まない。

(昭和63.4.1現在)

青少年問題	協議会	生業資金	審査(協議)会 貸付(運営)	特別職報酬等	審議会	興業場法・旅館 業法及び公衆浴 場法運営協議会	大気汚染障害者 認定審査会	公害健康被害 補償診療報酬 等審査会	都市計画審議会	財産価格審議・ 評価審査会	総
	964	230	207	248	146	124	483	172			
	40	10	10	15	6	7	16	—			千中港
	55	—	10	27	7	6	23	—			
	30	15	—	13	6	7	19	8			
	43	—	10	15	6	7	20	—			新文台
	43	10	10	15	4	6	16	10			
	41	12	10	20	6	7	14	12			
	43	13	10	20	5	5	19	—			墨江品
	50	14	—	—	5	7	20	—			
	56	—	14	13	10	6	19	7			
	33	12	—	15	4	5	35	—			目大世
	33	14	10	20	11	6	17	11			
	35	—	10	15	6	—	20	7			
	41	20	15	15	6	7	16	—			洪中杉
	35	9	10	—	6	—	33	—			
	29	—	10	—	6	—	18	10			
	37	—	10	—	6	6	20	12			豊北荒
	52	11	10	20	6	7	20	12			
	40	13	10	10	6	7	20	8			
	26	15	8	—	7	7	29	16			板練足
	35	14	10	—	10	—	30	14			
	65	13	10	—	6	7	18	15			
	46	17	10	15	5	7	20	8			葛江
	56	18	10	—	6	7	21	22			

執行機関

(2) 附属機関及び委員数（その2）

区 分 区 名	そ の 他		そ の 他 の 附 属
	数	委員数	
千代田	4	41	文化財保護審議会(6) 住居表示審議会(20) 建築紛争調定委員会(3) 個人情
中央	1	10	スポーツ振興審議会(10)
港	3	23	文化財保護審議会(10) 社会教育委員(10) 建築紛争調定委員会(3)
新宿	4	41	住居表示審議会(15) 建築紛争調定委員会(6) 社会教育委員(10) 文化財保護
文京	2	14	建築紛争調定委員会(3) 奨学生選考委員会(11)
台東	4	29	奨学資金貸付選考委員会(10) 社会教育委員(10) 電子計算組織管理運営委員
墨田	5	35	建築紛争調定委員会(6) 学童災害共済審議会(9) 文化財保護審議会(6)
江東	4	40	電子計算組織管理運営審議会(17) 建築紛争調停委員会(6) 奨学資金貸付審
品川	10	106	電子計算組織運営審議会(15) 同和对策資金貸付審査会(10) 奨学資金運営委
目黒	9	108	勤労者生活資金融資あつ旋審査会(10) 建築紛争調停委員会(4) 社会教育委
大田	12	141	建築紛争調停委員会(5) 公文書公開審議会(21) 公文書公開審査会(3) 個人
世田谷	10	178	奨学資金運営委員会(12) 文化財保護審議会(9) 建築紛争調停委員会(6)
渋谷	6	66	公文書開示審査会(5) 同和对策資金貸付審査会(9) 建築紛争調停委員会(4)
中野	8	105	かけ等整備資金あつ旋審査会(7) 文化財保護審議会(9) スポーツ振興審議
杉並	8	126	電子計算組織運営管理審議会(18) 文化財保護審議会(12) 消費経済対策委員
豊島	6	83	社会教育委員(10) 自転車等放置防止対策審議会(20) 自然環境保護審議会(26)
北	8	89	奨学資金運営委員会(12) 建築紛争調停委員会(6) 福祉環境整備助成審査会
荒川	2	17	電算処理に係る個人情報保護審議会(24) 中野区・練馬区富士見台ケアセン
板橋	6	63	福祉審議会(29) 情報公開審査会(5) 図書館運営協議会(11)
練馬	10	81	建築紛争調停委員会(6) 図書館協議会(10) 公民館運営審議会(15) 文化財保
足立	9	121	情報公開・個人情報保護審議会(20)
葛飾	5	46	個人情報保護審議会(17) 表彰審査会(15) 建築紛争調停委員会(6) 住居表示
江戸川	6	78	中小企業従業員退職金等共済運営審議会(15) 奨学資金貸付審査会(11) 建築
			情報公開救済委員会(5) 文化財保護審議会(7)
			個人情報保護審議会(10) 文化財保護審議会(7)
			個人情報保護審議会(17) 表彰審査会(14) 土地区画整理審議会(9) 建築紛争
			建築紛争調停委員会(5) 公文書公開審査会(5) 公文書公開運営審議会(11)
			公民館運営審議会(27) 富士見台ケアセンター運営審議会(12) 美術館運営協
			個人情報保護審議会(18) 建築紛争調停委員会(4) 公文書公開審査会(5)
			育英資金貸付審議会(10) 産業振興懇談会(36)
			個人情報保護委員会(12) 建築紛争調停委員会(5) 学校保健委員会(20) 文化
			建築紛争調停委員会(3) 奨学生選考委員会(20) 公害対策資金貸付審査委員

資料：各区資料による。

- 注：1. 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき設置されたものである。
2. 委員数は現員数である。

(昭和63.4.1現在)

機 関 の 内 訳 (順 不 同)	
報保護審議会(12) 審議会(10) 会(9) 文化財保護審議会(8) 個人情報保護審議会(9) 公文書公開審議会(5) 査会(12) 文化財保護審議会(5) 員会(10) 中小企業事業資金融資あっ旋審査会(9) 交通安全対策会議(25) 員(10) 文化財保護審議会(10) 情報公開審議会(3) 情報保護制度審議会(25) 電子計算組織管理運営審議会(17) 社会教育委員(10) 小規模企業特別事業資金あっ旋審査会(9) 奨学金貸付審議会(14) 産業振興資金貸付審査会(8) 会(12) 郷土博物館運営協議会(10) 交通安全対策会議(34) 環境公害問題対策会議(20) 会(20) 建築紛争調停委員会(4) 中小商工業振興対策委員会(20) 農業振興対策委員会(18) 基本計画審議会(30) (8) 文化財専門委員会(3) 個人情報の保護及び情報公開審議会(25) 児童福祉問題審議会(12) ター運営審議会(12) 建築紛争調停委員会(6) 社会教育委員(9) 文化財保護審議会(8) 護審議会(12) 環境保全対策推進委員会(30) 基本構想審議会(30) 情報公開・個人情報保護審査会(3) 審議会(25) 社会教育委員(9) 文化財保護審議会(7) 紛争調停委員会(3) 個人情報保護審議会(18) 緑化推進審議会(15) 情報公開制度運営審議会(15) 調整委員会(6) 美術館運営協議会(8) 文化財保護審議会(9) 緑化委員会(25) 住居表示審議会(23) 電算処理に係る個人情報保護審議会(21) 議会(23) 文化財保護審議会(10) 郷土博物館運営協議会(6) 公文書公開運営審議会(20) 社会教育委員(10) 文化財保護審議会(12) 財保護審議会(4) 個人情報保護審査会(5) 会(16) 医学生等修学資金貸付選考委員会(10) 葛西沖開発審議会(15) 文化財保護審議会(16)	千 中 港 新 文 台 墨 江 品 目 大 世 浜 中 杉 豊 北 荒 板 練 足 葛 江

3. 各附属機関の「区名」の名称は省略した。

執行機関

(3) 専門委員・指導員・相談員等

区 分 区 名	青少年委員	社会教育指導員	体育指導員	郷土史等調査員	教育相談員	法律相談員	結婚相談員
総 数	1,080	238	1,101	63	269	613	25
千代田	21	8	30	—	16	12	—
中央	21	7	35	3	5	40	—
港	27	8	30	4	9	54	2
新宿	36	10	43	7	6	20	—
文京	30	5	36	5	13	20	3
台東	50	5	69	—	4	77	2
墨田	35	3	35	—	6	6	1
江東	50	10	52	—	10	12	—
品川	39	9	50	—	7	17	—
目黒	46	8	6	—	9	—	1
大田	60	47	60	—	14	10	—
世田谷	62	12	70	2	23	1	2
渋谷	35	14	12	2	11	31	2
中野	43	8	43	—	28	40	3
杉並	49	10	50	2	16	26	—
豊島	33	15	42	9	5	76	—
北	64	7	64	6	4	25	3
荒川	42	6	45	3	4	21	—
板橋	58	25	69	—	16	23	3
練馬	79	14	76	4	17	54	2
足立	80	4	80	9	23	33	—
葛飾	55	—	45	1	11	2	—
江戸川	65	3	59	6	12	13	1

資料：各区資料による。

- 注：1. 例示以外については省略した。
2. 委員数は各委員として登録している数値である。

執行機関

(昭和63.4.1現在)

区 行 財 政 等	相 談 員	税 務 相 談 員	区 民 相 談 員	母 子 相 談 員	家 庭 相 談 員	ろ う あ 者 相 談 員	交 通 事 故 相 談 員	保 健 衛 生	協 力 委 員	
	63	127	63	31	46	14	141	2,684	総	
	2	4	3	1	1	—	2	132	千	
	—	22	2	1	1	—	—	152	中	
	—	—	—	1	1	—	54	196	港	
	—	—	4	2	2	—	14	—	新	
	—	10	5	1	1	—	2	178	文	
	—	3	4	1	1	1	4	207	台	
	—	—	3	1	1	—	—	179	墨	
	1	—	—	2	2	—	2	203	江	
	6	2	3	1	1	—	3	—	品	
	6	—	1	—	1	—	2	166	目	
	—	—	—	—	4	—	—	39	大	
	—	—	6	—	6	—	2	426	世	
	4	1	—	1	1	1	28	—	渋	
	6	12	2	1	2	1	3	—	中	
	—	—	4	3	3	3	1	293	杉	
	5	—	3	2	2	—	—	—	豊	
	—	1	—	2	2	—	1	249	北	
	—	—	4	1	1	2	12	—	荒	
	3	14	3	—	2	—	3	264	板	
	—	7	—	2	2	3	2	—	練	
	22	49	4	4	5	1	2	—	足	
	7	1	9	2	2	—	2	—	葛	
	1	1	3	2	2	2	2	—	江	